

意見書 (2)

平田 オリザ

質問者 被告代理人弁護士 柳原敏夫

目 次

第1、無断改変について

第2、戯曲の上演権の譲渡について

第3、戯曲の上演に関する包括的許諾の合意について

第4、戯曲の再演の支払について

私は、既に意見書（甲18）を作成・提出していますが、そこで十分に述べなかったことについて、以下に、質問者の質問に対して答えるというスタイルで私の意見を述べたいと思います。

第1、無断改変について

——既に、平田オリザ氏の意見書（甲18）の中で、《著作物（戯曲）は一字一句と言えども無断で変えてはいけないというのが、著作者人格権の基本中の基本だ》（3頁5）と述べておられますが、今回はその基本を踏まえて、個別具体的な改変についてお尋ねします。

1、——1995年の「人魚伝説」公演で、原告は追悼コーナーを新たに追加挿入したが、これを改変ではないといっていますが、どうでしょうか。

文言が追加されたのなら改変です。

2、——同じ公演で、後半でスカ爺という登場人物の台詞をカットしたということですが（乙1村松陳述書4頁第4、1）、これは改変でしょうか。

無断で文言が削除されたのなら改変です。

3、——これらの2つの改変について、演出家の自由な判断に委ねられている範囲の問題であると言うことはできないのでしょうか。

戯曲の文言は、著作者人格権の根幹をなすものなので、一字一句変えてはい

けないというのが基本です。

もちろん、実際の上演にあたっては、改変を余儀なくされる場合があるので、その場合は、事前に契約書で、自由な判断の範囲を定めます。契約なしに、演出家が自由に判断できる改変はあり得ません。

4、――1999 年の「千年の孤独」公演で、原告は女性役を男性が演じたと主張しており、これに対し、当時団員だった村松恭子さんは、女性の老婆役を男性の爺役に変更したものであって、単に女性役を男性が演じたのとはちがうと陳述しています。女性役を男性役に変更することと女性役を男性が演じることがそもそもちがうことですね。

違います。

女性役を男性が演じることがよくあることですが、それでさえも劇作家は、「大きな改変」として拒否する権利を持ちます。まして、女性役を男性役に変更することは、はっきりと著作権法に触れる改変だと思われます。

5、――女性役を男性役に変更することは、これは改変でしょうか。

上記の通りです。

6、――女性役を男性役に変更することについて、演出家の自由な判断に委ねられている範囲の問題であると言うことはできないのでしょうか。

演出家の自由な判断に委ねられる部分ではなく、演出家は、少なくともこのような重要な改変をする場合は、事前に演出プランを劇作家に示す必要があります。

劇作家はそれを受けて、その改変を拒否する権利、あるいは上演を拒否する権利があります。

第2、戯曲の上演権の譲渡について

1、戯曲にとって上演権の意味

――上演権というと、普通の著作権では余り馴染みのない権利（支分権）ですが、戯曲にとって上演権というのはどういう意味を持つものなのか。

上演権はまず、上演を許すかどうかという権利と、次に、上演を許す場合にその対価をどうするかという問題に別れるかと思います。

(1)、まず、上演を許すかどうかという権利ですが、私たち劇作家は、自分の作品を、自分の望む状態で上演してもらう権利を持っており、また逆に、自分の望まない状態で上演されることを拒否する権利も持っています。

そして、劇団や制作者が「上演権を譲り受ける」という場合でも、上演権がその劇作家にとって最も重要な権利であることを考えますと、それは、契約によって永遠に譲渡するものではなく、あくまでも一時的に譲渡するものだと考えられます。

それゆえ、通常、譲渡契約の際には、契約書に明文で、譲渡する期間として2年ないし3年の年限を定め、さらに、日本ではまだまだ一般的ではありませんが、上演を許諾する地域（日本国内、フランス語圏などと表記）を定めるのが通例です。

したがって、契約書に明記されていない事項は、原則として制作者、劇団側は、上演権を有しないことになります。

(2)、次に、上演を許す場合にその対価をどうするかという問題、一般に上演料と言われるものについてですが、

劇作家は、小説家などと違い、出版によってではなく、上演によって主な収入を得ることになります。劇作家に入る上演料は海外では、総売上の10%から13%にものぼり、日本ではまだまだ少ないですが、日本劇作家協会は最低でも5%は支払うように指導をしています。

たとえば4000円のチケットで3000人の動員がある公演（たぶん原告の新宿梁山泊は、このくらいかと思います）ですと、総売上は1200万円、その5%は60万円になります。

つまり、劇団は、毎公演ごとに、これくらいの金額を劇作家に支払うべきと言うことです。

2、――もともと著作権は様々な権利（支分権）の束と言われますが、すると、戯曲にとって上演権というのは、著作権のうちの最も中核となる権利（支分権）ではありませんか。

多くの劇作家は、上演を前提として戯曲を書きますので、上演権は著作権と

表裏一体をなす非常に重要な権利であると共に、私たちの生活を支える権利であるとも言えます。

簡単に計算していただければ分かると思いますが、初演時には、多くても100万円から150万円しか委嘱料^(注)は出ませんので、上演料がなければ、私たち劇作家は生活をしていけません。上演料は、作家の印税にあたるものだと考えていただければ、一般の方にも理解しやすいかと思います。

(注) 委嘱料とは、ロングランや再演が少ない日本の演劇界の事情から、初演時に特別に支払われる金銭のことを指します。小説家が、雑誌掲載時にもらうのが「原稿料」、そのあと単行本化されて入ってくるのが「印税」だとすれば、この「原稿料」にあたるものと言えるかと思います。

このような慣行は日本にしかないので、簡単に言えば不動産業界における「礼金」のように法的な根拠のない「慣例」だと思っていただければいいかと思います。

これに対して「上演料」は、「家賃」にあたるものですから、こちらが主たる収入源になることが理解いただけるかと思います。

3、――すると、上演権の譲渡というのは、戯曲の場合には実質的には著作権の譲渡とほぼ同じ意味を持つくらい重要な権利の移転を意味するのではないのでしょうか。

永久的に譲渡するというのは、そういうことになります。

今回の訴訟で、私がもっとも違和感を感じるのはこの点です。

原告は被告の著作権は認めていながら、原告側が上演権だけを永久に持つという状態が、現実にあるかどうか、私には想像できません。なぜなら、原告が上演権を永久に持つ場合には、被告の鄭義信氏はもはや実質的にどこの劇団にも作品の上演を許可できなくなり、上演料も入らなくなります。そのような状態でもなお、鄭義信氏は作品の著作権を持っていると言えるのか、殆ど無意味に近いことだからです。

おそらく原告は、上演権の譲渡契約に必ずつきまとう「独占的権利」「排他的権利」といった概念を、まったく理解していないのではないかと思います。

また、念のため言っておきますが、上演権を譲渡しても、作品の改変を自由にしていいわけではありません。これは別に契約で定める必要があります。

4、戯曲の上演権の譲渡（買取）の事例について

——これまで、平田オリザ氏ご自身の作品（戯曲）の上演権を譲渡したことがありますか。

私は演劇界で25年仕事をしてきましたが、無期限ということなら、ありません。

あくまでも2年ないし3年の譲渡期間、上演地域などを限定した契約書を作成して一時的に譲渡する形が一般的で、私も、いつもそのようにしています。

5、——演劇界で、作品（戯曲）の上演権の永久的な譲渡の事例を耳にしたことがありますか。

演劇界で、作家が書き下ろした戯曲の上演権を劇団に永久に譲渡するという事例を耳にしたことはありません。

もっとも、かつては、戯曲賞などの受賞の条件として上演権の譲渡を求めるケースがありました。これは懸賞作文などの著作権が、新聞社や出版社に移るといった悪しき慣習から来たもののようですが、このやり方は、劇作家協会などの抗議により、現在はなくなっています。

6、——もし上演権を永久に譲渡する契約があるとしたら、それは通常どのような方式・内容を取るのでしょうか？

まず、契約書に上演権の永久の譲渡であることを記載することが必要です。

次に、永久譲渡の対価ですが、演劇界では、よほどの多額の対価でない限り、上演権の永久譲渡は公序良俗に反し、無効であると考えられています（これは劇作家協会の見解でもあります）。私の感覚で言うと、普通の上演料が100万円くらいなら、上演権の永久譲渡は最低でもその10倍の1000万円くらいは必要です。

7、——本件のように、原告被告間でお金の支払に際して、単に支払があっただけで、その支払の意味についてなにも明らかにしていなかった場合、それで「戯曲の上演権の譲渡」があったと考えることはできると思いますか。

演劇界では、ありません。

8、――もし演劇界において、戯曲の上演権の譲渡（買取）があるとしたら、どのような要素を考慮してその対価を決めるのでしょうか？

将来にわたって、再演の際の上演料まで含めて保証してもらうということになると思います。

小説で言えば、将来の印税分まで含めて、支払ってもらうということです。

9、――本件では、原告に言わせると、「人魚伝説」で15万円で、「それからの愛しのメディア」で25万円で上演権の譲渡（買取）があったというのですが（ちなみに、原告のギャラノート[甲26]によると、この買取代金は出演者のギャラより安いことになります）、これらの作品の人気、社会的評価等を念頭においたとき、それで「戯曲の上演権の譲渡」があったと考えることはできると思いますか。

思えません。

第3、戯曲の上演に関する包括的許諾の合意について

1、――戯曲の上演権の譲渡（買取）と戯曲の将来にわたる上演すべてについて許可をまとめて取ってしまうという上演に関する包括的許諾の合意とはどこがちがうのでしょうか。前者が、上演権を手放すことだとすると、後者は上演権自体は作家の手に残っている。だから、作家はほかの劇団に上演を許可することはできる。しかし、包括的許諾の合意を与えた相手は以後、自由にかつ無償で上演でき、作家は相手との関係がどんなに悪化しようが、それに一切口出しできない、という感じですか。

法律の概念としてはそうなのでしょうが、下の3に述べるような理由で将来にわたる上演全てについて許可を一括して取るといった包括的許諾は、現実にはほとんどあり得ません。

実際にあり得る包括的許諾の場合は、あくまでも許諾期間や上演地域が限定され、なおかつその期間はその劇団だけに上演を認める独占的許諾が多いと思います。

2、――実際にあるのは、独占的で期間限定の包括的許諾だとすると、それはさきほど説明していただいた期間限定の上演権の譲渡とその中身は殆ど同じことを意味しますね。

そう思います。

3、――もし戯曲の将来にわたる上演すべてについて許可をまとめて取ってしまうという上演に関する包括的許諾の合意をするという場合には、それは、劇作家にとって、上演権の譲渡（買取）に比すべく、重要な権利の処分なのではないですか。

そうです。

そして、上演権の譲渡のところで言いましたが、これが今回の訴訟で、私がもっとも違和感を感じる点です。

原告は被告の著作権は認めていながら、原告側が上演について包括的な許諾を受けているという状態が、現実にあるかどうか、私には想像できません。

なぜなら、例えば、鄭義信氏の「人魚伝説」を、他の劇団Aが、きちんと契約を結び、上演料を払って上演の契約をしたとします。しかし、原告が「人魚伝説」上演の包括的な許諾を受けているとすると、原告はその劇団Aの初日前日に、隣の劇場で公演を打つことも可能になってしまいます。

そんな権利内容では、鄭義信氏と契約を結ぶ団体はいないでしょう。

ということは、実質的に、鄭義信氏の著作権者としての権利が、強く制限されていることになります。

4、――これまで、平田オリザ氏ご自身の作品（戯曲）について、公演ごとの許諾ではなく、将来の上演すべてについて包括的に許諾を与えたことがありますか。

無期限と言うことなら、ありません。

あくまでも3年ほどを期限として許諾したことはあります。

また、とくに期間の限定がない場合は、原則としてその公演のみと考えるのが演劇界の常識でしょう（劇作家協会の見解でもあります）。

5、――演劇界で、作品（戯曲）の将来の上演すべてについて無期限に包括的許諾を与えた事例を耳にしたことがありますか。

無期限ということなら、ありません。

6、――もしそれがあるとしたら、通常どのような方式（契約書の有無）を取るのでしょうか？

先に上演権の譲渡の場合について記したものとほぼ同じです。つまり、まず、契約書に上演の包括的許諾であることを記載することが必要です。

次に、上演の包括的許諾の対価ですが、よほどの多額の対価でない限り、その合意は公序良俗に反し、無効でしょう。私の感覚で言うと、普通の上演料が100万円くらいなら、上演の包括的許諾も最低でもその10倍の1000万円くらいは必要でしょう。

7、――本件のように、原告被告間でお金の支払に際して、単に支払があっただけで、その支払の意味についてなにも明らかにしていなかった場合、それで「戯曲の上演に関する包括的許諾の合意」があったと考えることはできると思いますか。

考えられません。

8、――もし演劇界において、上演に関する包括的許諾の合意があるとしたら、どのような要素を考慮してその対価を決めるのでしょうか？

先に上演権の譲渡の場合について記したものと同じです。将来にわたって、再演の際の上演料まで含めて保証してもらうということになると思います。つまり、巨額の保証をすることでしょう。

9、――本件では、原告に言わせると、「人魚伝説」で15万円で、「それからの愛しのメディア」で25万円で上演に関する包括的許諾の合意があったというのですが、これらの作品の人気、社会的評価等を念頭においたとき、それで「戯曲の上演に関する包括的許諾の合意」があったと考えることはできると思

いますか。

できません。

第4、戯曲の再演の支払について

1、――通常、戯曲の再演があった場合、金銭が支払われますね。

支払われます。

2、――その支払いの意味は何でしょうか。

再演を許諾したことに対する対価です。上演料、著作権使用料と呼ばれるもので、作家の印税にあたります。これが劇作家の主たる収入源となります。

3、――これに対し、演劇界において、作品の再演について払われる金銭の意味が、再演料ではなく、「謝礼」にすぎないことはよくあることですか？

ありません。

聞いたこともありません。

4、――本件では、原告に言わせると、「人魚伝説」と「千年の孤独」の再演に際し、10万と30万が支払われたが、それは再演料ではなく、当該作者の作品上演において収益があったときに支払う、あくまで「謝礼」にすぎないというのですが、このような言い分をどのように評価できますか？

非常に傲慢なものであり、劇作家として看過できるものではありません。

以上、私の意見を陳述いたします。

2007 年 12 月 5 日

平田 正一



東京地方裁判所 殿